

2023年11月14日

各 位

川之江信用金庫

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら、当金庫におきまして、元職員による下記の不祥事件が発生いたしました。

信用を第一とする金融機関として、このような不祥事件を発生させましたことを役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客様をはじめ、日頃から当金庫をご愛顧いただいているお客様、会員の皆様、地域の皆様、ならびに関係する皆様にご心配とご迷惑をおかけすることとなり、心より深くお詫び申し上げます。

1. 事件の概要

(1) 事故者

南支店所属の元職員（男性、32歳、渉外担当）

(2) 発覚日・発覚の経緯

2023年10月11日、お客様から当座預金に預け入れた現金、小切手の入金がされていない等の申し出があり、事故者に確認したところ、着服を認めたものです。その後、内部調査及び事故者へのヒアリングにより、その他の余罪も判明しました。

(3) 事故の発生店舗

三島支店、西支店（三島地区担当）及び南支店（上分地区担当）

(4) 事故の発生期間

2019年4月から2023年9月

(5) 事故の内容

①定期積金の着服

事故者は、集金先のお客様から定期積金の掛込金を現金で預かって着服しておりました。

②普通預金の着服

事故者は、お客様からお預かりした普通預金への入金用の現金の一部または全部を着服しておりました。

③当座預金の着服

事故者は、お客様からお預かりした当座預金への入金用の現金の一部または全部を着服しておりました。

④架空手数料の着服

事故者は、お客様への事業性融資実行時、本来は徴求不要な融資手数料を請求し、普通預金から現金にて払い出しを行い着服しておりました。

2. 事故の累計額及び被害額

19先、累計額 3,366,680 円、被害額 1,337,380 円となっております。

3. 被害に遭われたお客様への対応

被害に遭われたお客様には、事実関係をご説明したうえで深くお詫びを申し上げ、全額弁済いたしました。なお、被害金につきましては、事故者より全額弁済を受けております。

4. 関係機関への報告

本件発覚後、速やかに監督官庁へ報告を行っています。また、所轄の警察にも相談しております。

5. 関係者の処分

事故者につきましては、2023年10月31日付で懲戒解雇処分としております。また、理事長以下関係役職員の処分につきましては、今後、厳正な処分を実施いたします。

6. 今後の対応

当金庫では、今回の事件を厳粛に受けとめ、お客様からの信頼回復に向け、内部管理態勢の充実・強化を図り、再発防止に役職員一同全力で取り組んでまいります。

7. お問い合わせ先

<お客様>

川之江信用金庫 業務推進部 担当：鈴木

<報道関係>

川之江信用金庫 総務部 担当：山下、慶田

TEL 0896-58-1300

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝祭日は除く）